

皇學館高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する考え方と方針

- (1) 「いじめ」とは、生徒に対して、「当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- (2) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- (3) 皇學館高等学校は、いじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針及び三重県いじめ防止基本方針を参考に、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、皇學館高等学校いじめ防止基本方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）を定める。

2 いじめの防止等に関する基本的な取組

- (1) いじめは全ての生徒に関係する問題であることを踏まえ、いじめを未然に防止するために、本校の教育活動全体を通して、豊かな情操や道徳心、自己と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合う態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養う。
- (2) いじめはどの学校にもどの生徒にも起こり得るものであること、気付きにくく判断しにくい形で行われることをすべての教職員が認識し、ささいな兆候も見逃さぬよう相互の連携を深めるとともに、生徒が相談しやすい環境を整備し、いじめを早期に発見し、迅速に対処できる体制を整える。
- (3) いじめが確認されたときは、速やかに組織的に対応し、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (4) いじめ対策は、未然防止、早期発見・早期対応が重要であり、学校内外を問わず、学校・家庭・地域が一体となって生徒を見守りながら、いじめの兆候を早期に発見し、速やかに対処できるよう取り組む。

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

- (1) 本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。いじめ防止委員会とは、校長、学監、教頭、教育相談・人権教育・保健部長、人権教育担当、訓育部長、当該学年主任、当該学年教育相談係、養護教諭で構成し、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察関係者などの外部専門家等を加えるものとする。
- (2) いじめ防止委員会には、いじめ防止小委員会を置く。いじめ防止小委員会は、学監、教頭、教育相談・人権教育・保健部長、人権教育担当、当該学年教育相談係で構成する。
- (3) いじめ防止委員会は、「いじめ防止基本方針」を策定し、毎年度その検証と見直しを行う。また、策定した「いじめ防止基本方針」は、家庭や地域との連携を促進するため、ホームページで公開するなど、積極的に情報発信を行うものとする。
- (4) いじめ防止委員会は、本校におけるいじめの防止対策の取り組みが効果的に実施されるよう年間計画を作成するとともに、年度末にその評価を行う。

- (5) いじめ防止委員会は、いじめアンケート調査を定期的の実施するとともに、個別面談の進捗状況を把握し、教職員や生徒等からの情報や教育相談の相談事例の集約を行う。
- (6) いじめの認知は、いじめ防止委員会を通して行うものとし、いじめの疑いがある行為が発見されたときは、いじめ防止委員会は速やかに必要な調査を行って事実関係を確認し、認知を行う。
- (7) いじめ防止委員会は、いじめに対する学校の組織的対応の中核を担い、当該いじめの解消に至るまで、いじめ防止委員会を中心として対応する。

4 いじめ防止等の指導体制

本校が組織的にいじめ防止に取り組み、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、日常の教育相談体制や生徒指導体制を別に定める。(別紙1 校内指導体制)

また、教職員が生徒一人ひとりの小さな変化を見逃さず、早期にいじめを発見するためのチェックリストを別に定める。

5 未然防止及び早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを計画的・体系的に行い、保護者や地域への啓発及び連携を図っていく。

6 いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知を行い、解消に向けて迅速に対応する。発生から解消に至るまでの組織的対応については、別に定める。(別紙2 組織的対応)

7 重大事態への対応

- (1) 本項でいう「重大事態」とは、以下のような事態を指すものとする。

- ① いじめにより本校生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などをいう。

- ② いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

なお、生徒や保護者から重大事態に至ったという申立てがあった場合には、重大事態が発生したものとして、対応することとする。

- (2) 重大事態への対応

重大事態が発生した場合には、直ちに三重県環境生活部私学課に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決に当たる。

なお、事案によっては、三重県環境生活部私学課が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

校内指導体制

皇學館高等学校いじめ防止基本方針

策定・見直し

いじめ防止委員会

(構成員)

校長、学監、教頭、教育相談・人権教育・保健部長、人権教育担当、訓育部長、
当該学年主任、当該学年教育相談係、養護教諭

※ 必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察関係者などの外部専門家等を
加えるものとする。

○学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信

○いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価

○校内研修会の企画・実施

○教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録

○いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知

○いじめ解消にむけた対応

年間計画等

情報等の報告

連携促進

未然防止

○学習指導の充実

- ・授業規律の徹底
- ・「わかる」授業づくり
- ・公開授業の実施

○特別活動の充実

- ・学級活動の充実
- ・体験活動の充実

○生徒会活動の充実

- ・挨拶の励行

○人権教育の充実

- ・人権学習の充実

○情報教育の充実

- ・情報モラル指導の充実
- ・外部講師による講演の実施

○校内研修の実施

早期発見

○情報の収集

- ・学期毎の教育面談
- ・教員の観察、養護教諭による情報
- ・生徒、保護者からのメール相談
- ・学期毎のアンケート調査実施

○教育相談体制の充実

- ・教育相談の定期実施
- ・スクールカウンセラーの起用
- ・いじめ相談機関の周知

○情報の共有

- ・情報交換会の定期実施
- ・管理職への報告・連絡・相談の徹底
- ・教員会議等での情報共有
- ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・保護者会活動の充実
- ・学年、保護者会報の発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・各教育機関、地域への定期訪問
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待 等

環境生活部私学課との連携

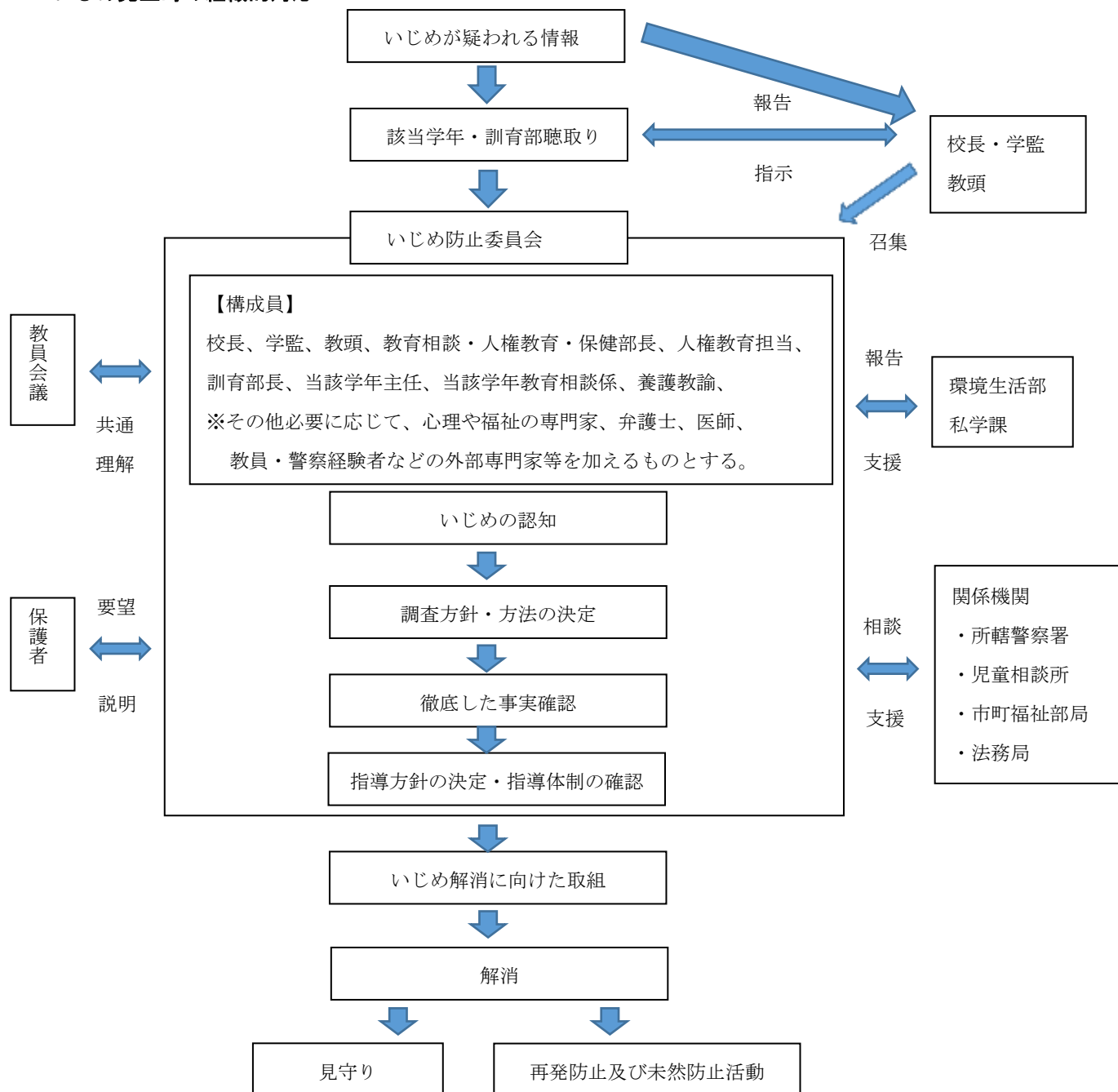
- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請 等

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携
- ・市町福祉部局との連携 等

いじめ発生時の組織的対応

別紙2



【学校の対応】

- ・被害生徒や、いじめを知らせてくれた生徒等に充分配慮し、事実確認を行う。
- ・被害生徒、加害生徒の双方から丁寧に事情を聴き取るとともに、周辺生徒や関係教職員からも可能な限り聴き取りを行い、正確な事実確認を行う。
- ・被害生徒について、必要に応じて当該学年または全学年のアンケート調査を実施する。
- ・被害側、加害側の生徒の保護者と面談する機会を持つようにし、事情を説明する。
- ・保護者の協力を得て、いじめの解消のみならず関係改善を行うとともに、再発防止に取り組む。
- ・犯罪等に該当すると考えられる場合には、所轄の警察に相談または通報する。

*いじめによる重大事態への対応については「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月：文部科学省）」を参照する。